

湯前町公告第79号

地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告し、当該地域計画の変更案を次により縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域計画の変更案に対して意見のあるときは、縦覧期間満了の日までに湯前町に対して意見書を提出することができる。

令和8年4月14日

湯前町長 長谷 和人

記

1. 縦覧期間

令和8年4月15日（水曜日）から令和8年4月28日（火曜日）

2. 縦覧場所

湯前町役場 農林振興課（湯前町1989番地1）

湯前町公式ホームページ

3. 意見書の提出について

- （1）意見書を提出できる者は、当該地域計画変更案の利害関係人とする。
- （2）意見書の提出期限は、令和8年4月28日（必着）とする。
- （3）意見書は書面（様式自由）により、湯前町役場農林振興課に直接持参または郵送等の方法で提出すること。
- （4）意見書には、住所、氏名及び意見内容を明記すること。